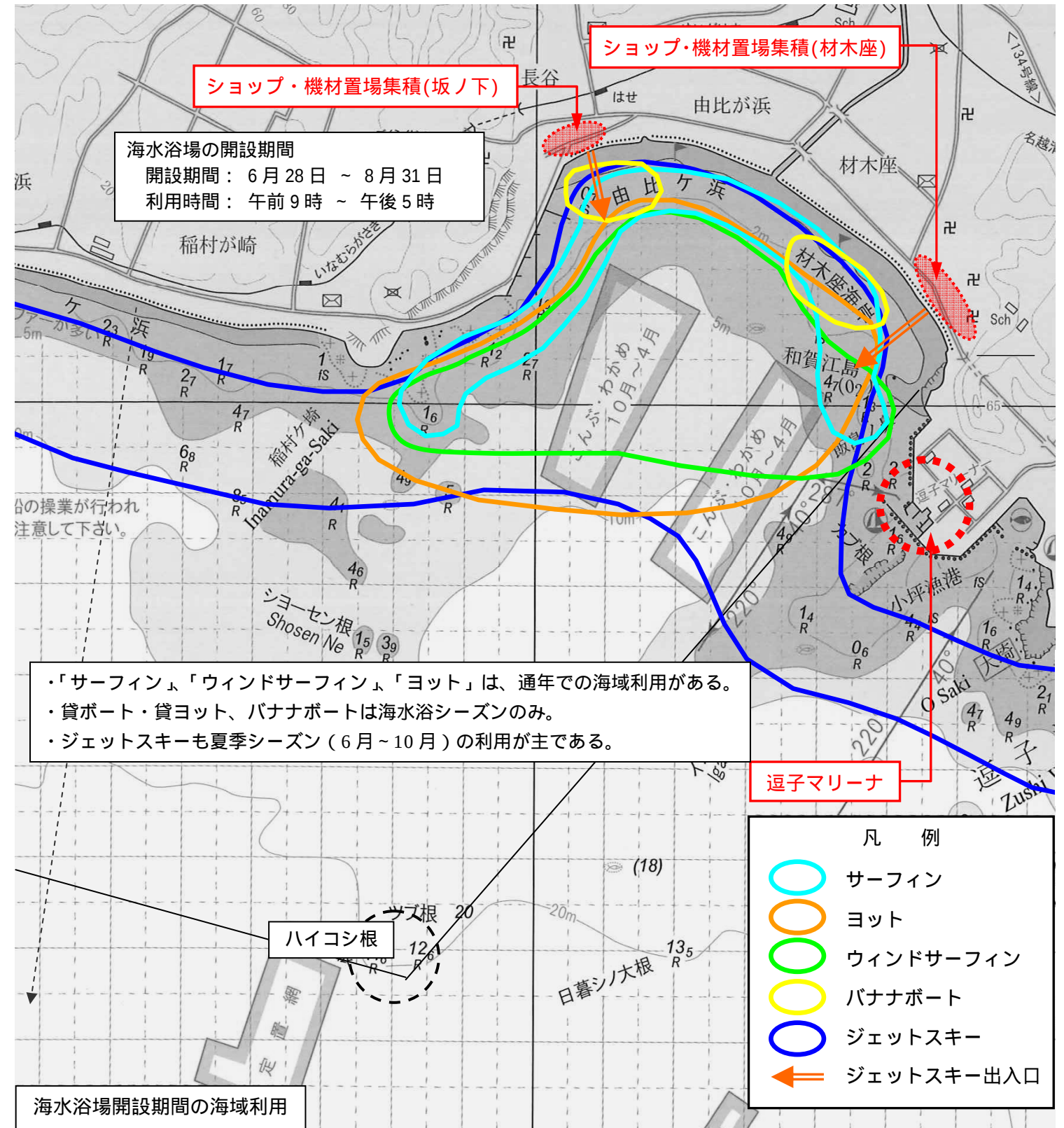


(沿岸海洋レクなど漁業以外の海域利用現況概況図)



共 10	第 1 種共同漁業権（海藻類、サザエ・アワビ・トコブシ等貝類、タコ・ウニ、イセエビ等）、第 2 種、第 3 種	
区 24	第 1 種区画漁業権（わかめ）10 月 1 日～翌年 4 月 30 日まで	
区 25	第 1 種区画漁業権（わかめ）10 月 1 日～翌年 4 月 30 日まで	
定 10	あじ・いわし定置漁業権（1 月 1 日～12 月 31 日まで）	他の漁業団体が利用している。
	第 2 種共同漁業権（小型定置ます網漁業、小型定置いかおとし網漁等）	表示は、平成 21 年設置箇所、年毎に変わる。

由比ヶ浜、材木座で海水浴場が開設され、「遊泳地区」「ポート地区」「ジェットスキー出入口」などに機能区分される。漁船は、「遊泳区域」以外から出入りする。

サーフィンは、浜のどこからでもできるが、利用時間以外としており、海水浴客との競合はない。

ウィンドサーフィンやヨット（ディンギー、ホッパータイプ）は表示の湾内利用が主だが、ウィンドサーフィンでは江ノ島～ハイコシ根～葉山御用邸沖付近まで、ヨットでは沖合い10km程度まで出る利用者もいる。

パドルボーディングの海域利用は、ウィンドサーフィンとほぼ同等。

